

令和8年草加市議会議会運営委員会要点記録（第3回）

◆開会年月日	令和8年2月17日（火曜日）							
◆開催の場所	第3委員会室							
◆出席委員	佐藤利器	委員長	木村忠義	委員	堀込彰二	副委員長	矢部正平	委員
	森	覚	佐藤憲和	委員	中島綾菜	委員	白石孝雄	委員
	平山杏香	委員	関一幸	委員				
◆欠席委員	なし							

◆協議事項	2月定例会の運営について 検討事項について
-------	--------------------------

◆議事内容

午前10時00分開会

2月定例会の運営について

1 委員会提出議案について

- ・委第1号議案の1件（条例1件）

- 上程時期 → 諸報告後に上程することを決定
- 質疑通告 → 説明終了後に休憩し、受け付けることを決定
- 委員会付託 → 省略することを決定
- 討論通告 → 質疑終了後に休憩し、受け付けることを決定
- 採決 → 電子採決によることを決定

（質疑・討論通告の休憩は、「続行」の声があれば、議事を流す。）

また、質疑時間は制限せず、質疑回数は3回までとすることにより協賛いただきたい。

→ 質疑時間は制限せず、質疑回数は3回までとすることを決定

2 市長提出議案及び諮問について

- ・議案 23件 諮問 1件 報告 3件 → 了解

なお、諮問第1号 手数料の徴収に関する処分についての審査請求に係る諮問については、ほかの議案に先んじて議決をする必要があることから、2月4日の議会運営委員会で決定しているとおり、開会日に質疑を行い、3月4日（水）（議案質疑）に討論・採決を行う。 → 了解

質疑通告は、なし。 → 了解

委員会付託は、総務文教委員会に付託する。 → 了解

なお、諮問の審議に当たっては、処分の名宛人及び審査請求人（同一人物）の個人情報（氏名）に配慮いただきたい。 → 了解

また、諮問の委員会審査結果を確認いただく議会運営委員会を3月4日（水）の本会議開会前に開催いただきたい。 → 了解

3 代表質問について

(1) 日程について

代表質問は、「議会運営に関する申し合わせ事項」の規定により、会派構成員の数の多い会派から行う（同数のときは抽選）こととなっている。

また、今回の代表質問から、「議会運営に関する申し合わせ事項」の規定により、発言時間は、答弁を含め1人60分+会派構成員の数×10分で得た時間以内となるため、各会派の発言時間を勘案し、日程を次のとおりとすることについて御協議いただきたい。

(各会派の発言時間)

草加自民党・無所属の会、SOKA新政（7名） 130分

公明党（6名） 120分

市民共同、立憲民主党（2名） 80分

2月24日（火） 草加自民党・無所属の会、SOKA新政（7名）

2月25日（水） 公明党（6名）
市民共同、立憲民主党（2名）

→ 草加自民党・無所属の会とSOKA新政（7人会派）及び市民共同と立憲民主党（2人会派）は構成員が同数のため抽選を実施

入室順	①草加自民党・無所属の会	②SOKA新政、
	①市民共同	②立憲民主党
予備抽選	①SOKA新政	②草加自民党・無所属の会、
	①市民共同	②立憲民主党
本抽選	①SOKA新政	②草加自民党・無所属の会、
	①立憲民主党	②市民共同

→ 2月24日（火）に、①SOKA新政、②草加自民党・無所属の会

2月25日（水）に、③公明党、④立憲民主党、⑤市民共同

の各代表者がそれぞれ行うことを決定

質問者については、2月18日（水）の午後5時までに、議会事務局へ報告願いたい。

質問方式については、「一問一答方式」または「一括方式」のどちらで行うのか、質問者は代表質問の冒頭で質問方式を宣言いただきたい。 → 了解

また、質問者及び質問方式について、すでに決定している場合は、お知らせいただきたい。

【各会派からの報告】

①草加自民党・無所属の会…未定 ②SOKA新政…吉岡議員

③公明党……………未定 ④立憲民主党……菊地議員

⑤市民共同……………齊藤議員

なお、「議会運営に関する申し合わせ事項」の規定により、発言時間を終了した場合は、質問あるいは答弁中であってもその発言を打ち切ることになっている。

→ 了解

(2) その他の事項について

代表質問が創設された当時、平成19年11月12日の議会運営委員会において、「発言時間は片道60分」及び「発言打ち切りは、質問について行う」ことのみを「議会運営に関する申し合わせ事項」に明記することとし、その他の決定事項については、従前からの慣例も含め、各自がそれぞれの良識の範疇で取り扱うこととされていたが、今定例会から質問方式等が変更になることから、代表質問に関連する次の事項について御協議いただきたい。

項目	現状	案
①質問の範囲	範囲を広げる	現状どおり
②質問方式	一括方式	次のいずれかの方式 ・一問一答方式 ・一括方式 ※議会運営に関する申し合わせ事項に記載済み (R07.12.22)
③発言回数	無制限	現状どおり
④要望	行うことを可とする	現状どおり
⑤発言通告	なし	現状どおり
⑥発言場所	演壇	・一問一答方式 質問者…質問席 答弁者…自席 ・一括方式 質問者…質問席 答弁者…初回は答弁席、 再質問以降は自席

→ ①～⑥の案のとおりとすることを決定

4 請願・陳情について

・請願 なし ・陳情 2件 → 了解

なお、陳情第1号は、参考資料として別途資料が添付されているが、資料については議会事務局に保管している。 → 了解

5 市長提出議案に対する質疑（第7号議案）について

「議会運営に関する申し合わせ事項」の規定により、開会日に一般会計予算特別委員会を設置し、一般会計当初予算（第7号議案）を付託することから、第7号議案に対する質疑をほかの議案に対する質疑に先立ち開会日に行うもの。

なお、第7号議案に対する質疑の発言通告は、令和4年12月15日の議会運営委員会の決定により、一般会計当初予算の議案について、総括的な質疑に限り本会議での議案質疑が認められている。 → 了解

質疑通告は、1名 30分。 → 了解

6 特別委員会の設置及び議案の委員会付託について

市長提出議案に対する質疑（第7号議案）終了後、特別委員会の設置及び第7号議案の委員会付託を行うもの。

→ 特別委員会を設置し、第7号議案を付託することを決定

なお、「議会運営に関する申し合わせ事項」の規定により、特別委員会の名称等は、次のとおりとなっている。

①特別委員会の名称は、一般会計予算特別委員会

②委員の定数は13名となっているが、12名とすることを、令和7年12月15日の各会派交渉会の協議により決定されている。

③委員の選出は、令和7年12月15日の各会派交渉会の協議により会派枠が決定されている。 → 了解

7 一般会計予算特別委員会委員の選任について

各会派から選出された次の委員について、選任を行うもの。

草加自民党・無所属の会	木村議員、矢部議員、田中議員（3名）
SOKA新政	平山議員、並木議員、佐藤利器議員（3名）
公明党	堀込議員、森議員、広田議員（3名）
市民共同	斉藤議員（1名）
立憲民主党	菊地議員（1名）
無所属	平野議員（1名）

→ 了解

8 一般会計予算特別委員会正・副委員長の互選結果報告について

「議会運営に関する申し合わせ事項」の規定により、一般会計予算特別委員会委員の選任後に休憩をとり、第1・2委員会室において委員会を開催し、正・副委員長の互選を行う。 → 了解

また、本会議再開後、正・副委員長の互選結果報告を行う。 → 了解

9 議案及び諮問の委員会付託について

- ・総務文教 議案 4件 諮問 1件
- ・福祉子ども 議案 9件 諮問 なし
- ・建設環境 議案 10件 諮問 なし

付託案件については、別紙諮問の委員会付託表及び別紙議案の委員会付託表のとおり。

→ **別紙諮問の委員会付託表及び別紙議案の委員会付託表のとおり付託することを決定**

一般会計当初予算については、一般会計予算特別委員会に付託する。

→ **了解**

なお、「第18号議案 職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」は、改正条例の所管は総務文教委員会、福祉子ども委員会及び建設環境委員会であるが、条例改正を担当した部局（総務部 職員課）を所管する総務文教委員会に付託することといたしたい。

→ **「第18号議案 職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」は総務文教委員会に付託することを決定**

また、人事案件（教育委員会委員1件）については、「議会運営に関する申し合わせ事項」の規定により、委員会付託を省略する。 → **省略することを決定**

10 議案質疑通告者、諮問質疑通告者、一般質問通告者及び所管事務の質問通告者について

- ・議案質疑 2名（開会日：1名、通常：1名） 諮問質疑 なし
- 一般質問 13名 → **了解**

11 会期について

令和7年12月3日の議会運営委員会で内定しているとおり、会期は3月18日までの29日間といたしたい。なお、発言者日程表のとおり、一般質問通告者の人数及び時間を勘案し、3月13日（金）及び16日（月）は休会となる。

また、諮問の審査を行う総務文教委員会の開催日程については、総務文教委員長において決定する。 → **了解**

会期表（案）は別紙のとおり。

→ **3月18日までの29日間とすることを決定**

12 開会日の議事日程について

- ・別紙議事日程のとおり → **別紙のとおりとすることを決定**
（※休憩箇所の確認） → **了解**

13 その他

(1) 意見書等（議員提出議案）について

「議会運営に関する申し合わせ事項」の規定により、意見書等の原案の提出締め切りは3月9日（月）常任委員会開催日3日目、成文の提出締め切りは3月16日（月）一般質問終了予定日の正午までとなっている。 → [了解](#)

(2) 採決における注意事項について

議場の採決システムについて、業者に対応を依頼しているが、「採決開始直後にボタンを押すと、その後表決を変更しようとしてボタンを押した結果が反映されるまでに時間を要する」不具合が未だ解決していないため、開会日の議案の採決に当たっても、議案の採決開始（ボタン点灯）後、議長のコール（押してください）の前には押さないようお願いしたい。

また、ボタンを押した後は、正しく結果が反映されているかモニターを確認していただくようお願いしたい。 → [了解](#)

なお、「各議案の採決終了直前にボタンを押すと、表決が正しく反映されない」不具合は解消された。 → [了解](#)

(3) 政務活動費について

令和7年度政務活動費に係る収支報告書を4月3日（金）までに議会事務局に提出していただく旨の依頼文書を、2月18日（水）に配付させていただく。 → [了解](#)

検討事項について

1 検討事項「質疑・質問の時間及び回数等について」

令和7年12月22日の議会運営委員会で、検討事項「委員長報告に対する質疑について」は意見がまとまらないため検討を終了し、新たな検討事項「質疑・質問の時間及び回数等について」として協議することが決定されたことから、今後の取り扱いについて御協議いただきたい。（参考資料は、別紙（令和7年11月10日議会運営委員会資料）のとおり。）

※「まとまるところで。」＜矢部委員＞

※「現状のままでよい。」＜関委員＞

※「規定しなくてよい。」＜森委員＞

※「他の会派の意見を持ち帰り、検討したい。参考人・公述人の意見に対する質疑は、第三者に対する質疑のため、規定したほうがよいのではないかと思う。」＜佐藤憲和委員＞

※「現状のままでよい。」＜中島委員＞

→ [市民共同の意見を伺い、改めて協議することを決定](#)

午前10時41分閉会

- ・ 委員会提出議案
- ・ 陳情一覧表
- ・ 諮問の委員会付託表
- ・ 議案の委員会付託表
- ・ 議案質疑・一般質問発言通告書一覧表
- ・ 議案質疑・一般質問発言者日程表
- ・ 会期表（案）
- ・ 議事日程
- ・ 本会議における質疑・質問に関する規定等一覧

議会運営委員会協議事項

令和8年2月17日（火）
午前10時 第3委員会室

2月定例会の運営について

1 委員会提出議案について

- ・委第1号議案の1件（条例1件）
 - 上程時期 諸報告後
 - 質疑通告 説明終了後に休憩し、受け付ける。
 - 委員会付託 会議規則第37条第2項の規定により付託しない。
 - 討論通告 質疑終了後に休憩し、受け付ける。
 - 採決 電子採決

（質疑・討論通告の休憩は、「続行」の声があれば、議事を流す。）

また、質疑時間は制限せず、質疑回数は3回までとすることにより協賛いただきたい。

2 市長提出議案及び諮問について

- ・議案 23件（補正予算 4件、当初予算 10件、条例 8件、
人事 1件）
- ・諮問 1件（審査請求 1件）
- ・報告 3件（事業計画 3件）

なお、諮問第1号 手数料の徴収に関する処分についての審査請求に係る諮問については、ほかの議案に先んじて議決をする必要があることから、2月4日の議会運営委員会で決定しているとおりの開会日に質疑を行い、3月4日（水）（議案質疑）に討論・採決を行う。

質疑通告は、なし。

委員会付託は、総務文教委員会に付託する。

なお、諮問の審議に当たっては、処分の名宛人及び審査請求人（同一人物）の個人情報（氏名）に配慮いただきたい。

また、諮問の委員会審査結果を確認いただく議会運営委員会を3月4日（水）の本会議開会前に開催いただきたい。

3 代表質問について

(1) 日程について

代表質問は、「議会運営に関する申し合わせ事項」の規定により、会派構成員の数の多い会派から行う（同数のときは抽選）こととなっている。

また、今回の代表質問から、「議会運営に関する申し合わせ事項」の規定により、発言時間は、答弁を含め1人60分+会派構成員の数×10分で得た時間以内となるため、各会派の発言時間を勘案し、日程を次のとおりとすることについて御協議いただきたい。

（各会派の発言時間）

草加自民党・無所属の会、SOKA新政（7名） 130分
公明党（6名） 120分
市民共同、立憲民主党（2名） 80分

2月24日（火）	① } ② }	草加自民党・無所属の会、SOKA新政（7名）
<hr/>		
2月25日（水）	③ } ④ } ⑤ }	公明党（6名） 市民共同、立憲民主党（2名）

※ ①②及び④⑤は会派構成員が同数のため抽選により決定

〔抽選方法〕

- ① 委員会室に入室した順序で予備抽選を行う。
- ② 予備抽選の番号順に本抽選を行い、質問順を決定する。

〔抽選実施、結果報告〕

質問者については、2月18日（水）の午後5時までに、議会事務局へ報告願いたい。

質問方式については、「一問一答方式」または「一括方式」のどちらで行うのか、質問者は代表質問の冒頭で質問方式を宣言いただきたい。

また、質問者及び質問方式について、すでに決定している場合は、お知らせいただきたい。

なお、「議会運営に関する申し合わせ事項」の規定により、発言時間を終了した場合は、質問あるいは答弁中であってもその発言を打ち切ることになっている。

(2) その他の事項について

代表質問が創設された当時、平成19年11月12日の議会運営委員会において、「発言時間は片道60分」及び「発言打ち切りは、質問について行う」ことのみを「議会運営に関する申し合わせ事項」に明記することとし、その他の決定事項については、従前からの慣例も含め、各自がそれぞれの良識の範疇で取り扱うこととされていたが、今定例会から質問方式等が変更になることから、代表質問に関連する次の事項について御協議いただきたい。

項目	現状	案
①質問の範囲	範囲を広げる	現状どおり
②質問方式	一括方式	次のいずれかの方式 ・一問一答方式 ・一括方式 ※議会運営に関する申し合わせ事項に記載済み（R07.12.22）
③発言回数	無制限	現状どおり
④要望	行うことを可とする	現状どおり
⑤発言通告	なし	現状どおり
⑥発言場所	演壇	・一問一答方式 質問者…質問席 答弁者…自席 ・一括方式 質問者…質問席 答弁者…初回は答弁席、 再質問以降は自席

4 請願・陳情について

- ・請願 なし
- ・陳情 2件（別紙一覧表のとおり）

なお、陳情第1号は、参考資料として別途資料が添付されているが、資料については議会事務局に保管している。

5 市長提出議案に対する質疑（第7号議案）について

「議会運営に関する申し合わせ事項」の規定により、開会日に一般会計予算特別委員会を設置し、一般会計当初予算（第7号議案）を付託することから、第7号議案に対する質疑をほかの議案に対する質疑に先立ち開会日に行うもの。

なお、第7号議案に対する質疑の発言通告は、令和4年12月15日の議会運営委員会の決定により、一般会計当初予算の議案について、総括的な質疑に限り本会議での議案質疑が認められている。

質疑通告は、1名 30分。

6 特別委員会の設置及び議案の委員会付託について

市長提出議案に対する質疑（第7号議案）終了後、特別委員会の設置及び第7号議案の委員会付託を行うもの。

なお、「議会運営に関する申し合わせ事項」の規定により、特別委員会の名称等は、次のとおりとなっている。

①特別委員会の名称は、一般会計予算特別委員会

②委員の定数は13名となっているが、12名とすることを、令和7年12月15日の各会派交渉会の協議により決定されている。

③委員の選出は、令和7年12月15日の各会派交渉会の協議により会派枠が決定されている。

7 一般会計予算特別委員会委員の選任について

各会派から選出された次の委員について、選任を行うもの。

草加自民党・無所属の会	木村議員、矢部議員、田中議員（3名）
SOKA新政	平山議員、並木議員、佐藤利器議員 （3名）
公明党	堀込議員、森議員、広田議員（3名）
市民共同	斉藤議員（1名）
立憲民主党	菊地議員（1名）
無所属	平野議員（1名）

8 一般会計予算特別委員会正・副委員長の互選結果報告について

「議会運営に関する申し合わせ事項」の規定により、一般会計予算特別委員会委員の選任後に休憩をとり、第1・2委員会室において委員会を開催し、正・副委員長の互選を行う。

また、本会議再開後、正・副委員長の互選結果報告を行う。

9 議案及び諮問の委員会付託について

- ・総務文教 議案 4件 諮問 1件
- ・福祉子ども 議案 9件 諮問 なし
- ・建設環境 議案 10件 諮問 なし

付託案件については、別紙諮問の委員会付託表及び別紙議案の委員会付託表のとおり。

一般会計当初予算については、一般会計予算特別委員会に付託する。

なお、「第18号議案 職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」は、改正条例の所管は総務文教委員会、福祉子ども委員会及び建設環境委員会であるが、条例改正を担当した部局（総務部 職員課）を所管する総務文教委員会に付託することといたしたい。

また、人事案件（教育委員会委員1件）については、「議会運営に関する申し合わせ事項」の規定により、委員会付託を省略する。

10 議案質疑通告者、諮問質疑通告者、一般質問通告者及び所管事務の質問通告者について

- ・議案質疑 2名 110分（1時間50分）
 〔 1名 30分（0時間30分）一般会計当初予算の議案質疑 〕
 〔 1名 80分（1時間20分）通常の議案質疑 〕
- ・諮問質疑 なし
- ・一般質問 13名 630分（10時間30分）
- ・所管事務 なし

発言通告については、別紙発言通告書一覧表のとおり。

11 会期について

令和7年12月3日の議会運営委員会で内定しているとおり、会期は3月18日までの29日間といたしたい。なお、発言者日程表のとおり、一般質問通告者の人数及び時間を勘案し、3月13日（金）及び16日（月）は休会となる。

また、諮問の審査を行う総務文教委員会の開催日程については、総務文教委員長において決定する。

会期表（案）は別紙のとおり。

なお、3月13日（金）は休会となるが、当日は市立中学校の卒業式が行われることから、一般質問3日目となった場合は本会議の開議時刻を午後2時からとすることが、令和7年12月3日の議会運営委員会で決定している。

12 開会日の議事日程について

- ・別紙議事日程のとおり（※休憩箇所の確認）

13 その他

(1) 意見書等（議員提出議案）について

「議会運営に関する申し合わせ事項」の規定により、意見書等の原案の提出締め切りは3月9日（月）常任委員会開催日3日目、成文の提出締め切りは3月16日（月）一般質問終了予定日の正午までとなっている。

(2) 採決における注意事項について

議場の採決システムについて、業者に対応を依頼しているが、「採決開始直後にボタンを押すと、その後表決を変更しようとしてボタンを押した結果が反映されるまでに時間を要する」不具合が未だ解決していないため、開会日の議案の採決に当たっても、議案の採決開始（ボタン点灯）後、議長のコール（押してください）の前には押さないようお願いしたい。

また、ボタンを押した後は、正しく結果が反映されているかモニターを確認していただくようお願いしたい。

なお、「各議案の採決終了直前にボタンを押すと、表決が正しく反映されない」不具合は解消された。

(3) 政務活動費について

令和7年度政務活動費に係る収支報告書を4月3日（金）までに議会事務局に提出していただく旨の依頼文書を、2月18日（水）に配付させていただく。

検討事項について

1 検討事項「質疑・質問の時間及び回数等について」

令和7年12月22日の議会運営委員会で、検討事項「委員長報告に対する質疑について」は意見がまとまらないため検討を終了し、新たな検討事項「質疑・質問の時間及び回数等について」として協議することが決定されたことから、今後の取り扱いについてご協議いただきたい。（参考資料は、別紙（令和7年11月10日議会運営委員会資料）のとおり。）

令和 8 年

草加市議会 2 月定例会

委員会提出議案

草加市議会

令和8年2月18日

草加市議会議長 鈴木由和様

議会改革特別委員会

委員長 小川利八

草加市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第6項及び草加市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

提 案 理 由

議会広報委員会について、市民意見を集約及び把握する活動を行うため、議会の広聴に関する事項を所管事項に加える必要を認めた。

これがこの条例案を提出する理由である。

委第 1 号議案

草加市議会委員会条例の一部を改正する条例

草加市議会委員会条例（昭和 33 年条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 4 号中「議会広報委員会」を「広報広聴委員会」に改め、同号に次のように加える。

ウ 市議会の広聴に関する事項

第 30 条第 1 項中「議会広報委員会」を「広報広聴委員会」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に改正前の草加市議会委員会条例（以下「改正前の条例」という。）の規定による議会広報委員会の委員長、副委員長及び委員（以下この項において「委員長等」という。）である者は、それぞれ、この条例の施行の日に、改正後の草加市議会委員会条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による広報広聴委員会の委員長等に選任されたものとみなし、その任期は、改正後の条例第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、改正前の条例第 3 条第 1 項の規定による議会広報委員会の委員長等の残任期間とする。

参 考 資 料

草加市議会委員会条例の一部を改正する条例の新旧対照表

旧	新
<p>(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 条文略</p> <p>2 条文略</p> <p>(1) 条文略</p> <p>ㄱ ㄱ</p> <p>(3) 条文略</p> <p>(4) <u>議会広報委員会</u> 7人</p> <p>ア 条文略</p> <p>イ 条文略</p> <p>(会議録)</p> <p>第30条 委員長は、職員をして会議録(議会運営委員会及び<u>議会広報委員会</u>に係るものを除く。以下同じ。)を作成し、会議録に次の事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 条文略</p> <p>ㄱ ㄱ</p> <p>(6) 条文略</p> <p>2 条文略</p>	<p>(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 条文略</p> <p>2 条文略</p> <p>(1) 条文略</p> <p>ㄱ ㄱ</p> <p>(3) 条文略</p> <p>(4) <u>広報広聴委員会</u> 7人</p> <p>ア 条文略</p> <p>イ 条文略</p> <p>ウ <u>市議会の広聴に関する事項</u> (会議録)</p> <p>第30条 委員長は、職員をして会議録(議会運営委員会及び<u>広報広聴委員会</u>に係るものを除く。以下同じ。)を作成し、会議録に次の事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 条文略</p> <p>ㄱ ㄱ</p> <p>(6) 条文略</p> <p>2 条文略</p>

~
5 条文略

~
5 条文略

令和8年草加市議会2月定例会

陳 情 一 覧 表

陳情番号	件 名
陳情第 1号	国に国民の主食である米の価格を統制することを求める意見書の提出に関する陳情書
陳情第 2号	政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情書

令和8年草加市議会2月定例会

諮問の委員会付託表

委員会名	付 託 件 名	
総務文教 委 員 会	諮問第1号 手数料の徴収に関する処分についての審査請求に係る 諮問について	

令和8年草加市議会2月定例会

議案の委員会付託表

委員会名	付託件名	
総務文教委員会	<p>第 3号議案 令和7年度草加市一般会計補正予算（第11号）第1条 歳入全款、歳出中、市長室、総合政策部、自治文化部及び教育委員会に係る部分、第2条 継続費の補正、第3条 繰越明許費の補正中、教育委員会に係る部分、第5条 地方債の補正</p> <p>第17号議案 草加市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>第18号議案 職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について</p> <p>第19号議案 市長の給与の特例に関する条例の制定について</p>	
福祉子ども委員会	<p>第 3号議案 令和7年度草加市一般会計補正予算（第11号）第1条 歳出中、福祉部、健康推進部及び子ども未来部に係る部分、第4条 債務負担行為の補正中、子ども未来部に係る部分</p> <p>第 5号議案 令和7年度草加市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）</p> <p>第 6号議案 令和7年度草加市介護保険特別会計補正予算（第3号）</p> <p>第11号議案 令和8年度草加市国民健康保険特別会計予算</p> <p>第12号議案 令和8年度草加市介護保険特別会計予算</p> <p>第13号議案 令和8年度草加市後期高齢者医療特別会計予算</p> <p>第15号議案 令和8年度草加市立病院事業会計予算</p> <p>第21号議案 草加市保育園設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>第22号議案 草加市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について</p>	
建設環境委員会	<p>第 3号議案 令和7年度草加市一般会計補正予算（第11号）第1条 歳出中、市民生活部、都市整備部及び建設部に係る部分、第3条 繰越明許費の補正中、市民生活部、都市整備部及び建設部に係る部分、第4条 債務負担行為の補正中、市民生活部に係る部分</p> <p>第 4号議案 令和7年度草加都市計画事業新田駅西口土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）</p>	

委員会名	付 託 件 名	
	第 8 号議案 令和 8 年度草加都市計画新田西部土地区画整理事業特別会計予算	
	第 9 号議案 令和 8 年度草加市駐車場事業特別会計予算	
	第 1 0 号議案 令和 8 年度草加都市計画事業新田駅西口土地区画整理事業特別会計予算	
	第 1 4 号議案 令和 8 年度草加市水道事業会計予算	
	第 1 6 号議案 令和 8 年度草加市公共下水道事業会計予算	
	第 2 0 号議案 草加市開発・建築関係手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	
	第 2 3 号議案 草加市下水道条例の一部を改正する条例の制定について	
	第 2 4 号議案 草加市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について	

令和8年草加市議会2月定例会

議案質疑発言通告書一覧表

(第7号議案)

順位	発言者及び時間	発言の要旨	メモ
1	7番 川崎 久範 議員 30分	1 第7号議案について ア、内容について	

令和8年草加市議会2月定例会

議案質疑発言通告書一覧表

順位	発言者及び時間	発言の要旨	メモ
1	<p>6番</p> <p>平野 厚子 議員</p> <p>80分</p>	<p>1 第3号議案 令和7年度草加市一般会計補正予算(第11号)</p> <p>ア、内容について</p> <p>2 第5号議案 令和7年度草加市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)、第11号議案 令和8年度草加市国民健康保険特別会計予算及び第22号議案 草加市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>ア、内容について</p> <p>3 第6号議案 令和7年度草加市介護保険特別会計補正予算(第3号)及び第12号議案 令和8年度草加市介護保険特別会計予算</p> <p>ア、内容について</p> <p>4 第13号議案 令和8年度草加市後期高齢者医療特別会計予算</p> <p>ア、内容について</p> <p>5 第17号議案 草加市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>ア、内容について</p> <p>6 第1号報告 令和8年度草加市土地開発公社事業計画書及び予算書の提出について</p> <p>ア、内容について</p>	

令和8年草加市議会2月定例会

一般質問発言通告書一覧表

順位	発言者及び時間	発言の要旨	メモ
1	12番 石川 祐一 議員 30分	1 草加市公共施設包括管理業務委託に関する事柄について	
2	3番 藤原 みどり議員 40分	1 市営住宅に関する事柄について 2 ごみの減量に関する事柄について	
3	2番 森 覚 議員 20分	1 成年後見制度に関する事柄について	
4	7番 川崎 久範 議員 40分	1 新田駅駅前周辺の整理・整備について	
5	17番 並木 正成 議員 40分	1 学校教育に関する事柄について ア、学校給食について イ、学校用スマートフォンについて ウ、校内教育支援センターについて	
6	1番 堀込 彰二 議員 40分	1 綾瀬川の環境に関する事柄について 2 障がいのある方の避難に関する事柄について	
7	21番 斉藤 雄二 議員 80分	1 辰井川排水機場南側の街灯について 2 高齢者及び障がい者の災害時の避難について 3 県道の整備について 4 市長の政治姿勢について	

順位	発言者及び時間	発言の要旨	メモ
8	13番 木村 忠義 議員 30分	1 職員の待遇について	
9	16番 田川 浩司 議員 70分	1 旧日光街道周辺のまちづくりについて ア、にぎわいの創出について イ、車両通行方向の見直しについて ウ、無電柱化について 2 ふるさと納税について 3 学校給食について ア、物価高の影響について イ、給食費について	
10	8番 平山 杏香 議員 30分	1 事業のサンセット方式について	
11	15番 田中 宣光 議員 50分	1 高齢者等の終身サポートに関する事柄について 2 市税に関する事柄について	
12	6番 平野 厚子 議員 80分	1 市長の政治姿勢について	
13	14番 矢部 正平 議員 80分	1 ごみに関する事柄について 2 図書に関する事柄について 3 公共施設の通信環境に関する事柄について 4 市長の政治姿勢について	

発言者日程表

			1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日
			2/18	2/19	2/20	2/21	2/22	2/23	2/24	2/25	2/26	2/27	2/28	3/1	3/2	3/3	3/4	3/5	3/6	3/7	3/8	3/9	3/10	3/11	3/12	3/13	3/14	3/15	3/16	3/17	3/18
			(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)
令和8年 2月定例会			開会日	議案調査日	議案調査日	休会	休会	休会	代表質問	代表質問	予算特別委員会	予算特別委員会	休会	休会	予算特別委員会	予算特別委員会	議案質疑	総務文教委員会	福祉子ども委員会	休会	休会	建設環境委員会	各常任委員会(予備日) 予算特別委員会	一般質問	一般質問	休会	休会	休会	休会	休会	最終日
議案質疑 当初予算	1 川崎久範	議員	30																												
	30分 (0時間30分)																														
議案質疑	1 平野厚子	議員														80															
	80分 (1時間20分)																														
一般質問	1 石川祐一	議員																						30							
	630分 (10時間30分)																							40							
	2 藤原みどり	議員																						20							
	3 森覚	議員																						40							
	4 川崎久範	議員																						40							
	5 並木正成	議員																						40							
	6 堀込彰二	議員																						40							
	7 斉藤雄二	議員																						80							
	8 木村忠義	議員																						30							
	9 田川浩司	議員																							70						
	10 平山杏香	議員																							30						
	11 田中宣光	議員																							50						
	12 平野厚子	議員																							80						
	13 矢部正平	議員																							80						

令和8年草加市議会2月定例会会期表(案)

2月18日(水)～3月18日(水)

(29日間)

日次	月日	曜	開議時刻	摘要
第1日	2月18日	水	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> ○ 開 会 ○ 開 議 ○ 会議録署名議員の指名 ○ 会期の決定 ○ 諸 報 告 ○ 委員会提出議案の報告及び上程 ○ 委員会提出議案の説明 ○ 委員会提出議案に対する質疑 ○ 討 論 ○ 採 決 ○ 施政方針演説 ○ 市長提出議案及び諮問の報告並びに上程 ○ 市長提出議案及び諮問の説明 ○ 市長提出議案に対する質疑(第7号議案) ○ 特別委員会の設置及び議案の委員会付託(第7号議案) ○ 一般会計予算特別委員会委員の選任 ● 一般会計予算特別委員会 ○ 一般会計予算特別委員会正・副委員長の互選結果報告 ○ 諮問に対する質疑 ○ 諮問の常任委員会付託
第2日	2月19日	木		議案調査日
第3日	2月20日	金		議案調査日
第4日	2月21日	⊕		休 会
第5日	2月22日	⊕		休 会
第6日	2月23日	⊕		休 会
第7日	2月24日	火	午前10時	○ 代表質問
第8日	2月25日	水	午前10時	○ 代表質問
第9日	2月26日	木	午前10時	● 一般会計予算特別委員会
第10日	2月27日	金	午前10時	● 一般会計予算特別委員会
第11日	2月28日	⊕		休 会
第12日	3月 1日	⊕		休 会
第13日	3月 2日	月	午前10時	● 一般会計予算特別委員会
第14日	3月 3日	火	午前10時	● 一般会計予算特別委員会
第15日	3月 4日	水	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> ○ 諮問の上程 ○ 常任委員長報告 ※ 総務文教委員長報告 ○ 常任委員長報告に対する質疑

日次	月日	曜	開議時刻	摘 要
				○ 討 論 ○ 採 決 ○ 市長提出議案に対する質疑 ○ 委員会付託省略（第25号議案） ○ 議案の各常任委員会付託
第16日	3月5日	木	午前10時	● 総務文教委員会
第17日	3月6日	金	午前10時	● 福祉子ども委員会
第18日	3月7日	⊕		休 会
第19日	3月8日	⊕		休 会
第20日	3月9日	月	午前10時	● 建設環境委員会
第21日	3月10日	火	午前10時	● 各常任委員会（予備日） ● 一般会計予算特別委員会
第22日	3月11日	水	午前10時	○ 市政に対する一般質問
第23日	3月12日	木	午前10時	○ 市政に対する一般質問
第24日	3月13日	金		休 会
第25日	3月14日	⊕		休 会
第26日	3月15日	⊕		休 会
第27日	3月16日	月		休 会
第28日	3月17日	火		休 会
第29日	3月18日	水	午前10時	○ 議案の上程 ○ 委員長報告 ※ 一般会計予算特別委員長報告 ※ 総務文教委員長報告 ※ 福祉子ども委員長報告 ※ 建設環境委員長報告 ○ 委員長報告に対する質疑 ○ 討 論 ○ 採 決 ○ 閉 会

令和 8 年草加市議会 2 月定例会

議事日程（第 1 日）

令和 8 年 2 月 1 8 日（水曜日）

午前 1 0 時 開 会

- 1 開 会
- 2 開 議
- 3 市長あいさつ
- 4 会議録署名議員の指名
- 5 会期の決定
- 6 諸 報 告
 - (1) 地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定による説明員の報告
 - (2) 例月出納検査結果の報告
- 7 委員会提出議案の報告及び上程
- 8 委員会提出議案の説明
- 9 委員会提出議案に対する質疑
- 1 0 討 論
- 1 1 採 決
- 1 2 施政方針演説
- 1 3 市長提出議案及び諮問の報告並びに上程
- 1 4 市長提出議案及び諮問の説明
- 1 5 市長提出議案に対する質疑（第 7 号議案）
- 1 6 特別委員会の設置及び議案の委員会付託（第 7 号議案）
- 1 7 一般会計予算特別委員会委員の選任
- 1 8 一般会計予算特別委員会正・副委員長の互選結果報告
- 1 9 諮問に対する質疑
- 2 0 諮問の常任委員会付託
- 2 1 次会日程報告
- 2 2 散 会

（質疑通告受付）

（討論通告受付）

（10分程度の休憩）

（一般会計予算特別委員会）

本会議における質疑・質問に関する規定等一覧

令和7年11月10日現在

議事		タイプ	発言場所	質疑(質問)回数	発言時間	備考
質 疑	市長提出議案に対する質疑	議員-執行部	質問席/答弁席及び自席	無制限	往復80分	議会運営に関する申し合わせ事項に規定
	市長提出議案に対する質疑(関連質疑)	議員-執行部	質問席/答弁席及び自席	無制限	往復80分	議会運営に関する申し合わせ事項に規定
	議員提出議案に対する質疑※1	議員-議員	演壇	無制限	往復80分	議会運営に関する申し合わせ事項に規定
	委員会提出議案に対する質疑※1	議員-議員	演壇	無制限	往復80分	議会運営に関する申し合わせ事項に規定
	市長報告に対する質疑	議員-執行部	演壇	規定なし	規定なし	先例あり[先例集] 発言時間及び発言回数の制限は設けていない。
	委員長報告等に対する質疑	議員-議員	演壇	規定なし	規定なし	先例あり
	監査報告に対する質疑	議員-執行部	演壇	規定なし	規定なし	先例あり
	教育委員会の意見に対する質疑	議員-執行部	演壇	規定なし	規定なし	先例あり
	本動議の提案理由の説明に対する質疑	議員-議員	演壇	規定なし	規定なし	先例あり
	懲罰動議の趣旨説明に対する質疑	議員-議員	演壇	規定なし	規定なし	先例あり
	処分要求の趣旨説明に対する質疑	議員-議員	演壇	規定なし	規定なし	先例なし
	参考人・公述人の意見に対する質疑	議員-第三者	規定なし	規定なし	規定なし	先例なし
質 問	市政に対する一般質問	議員-執行部	質問席/答弁席及び自席	無制限	往復80分	議会運営に関する申し合わせ事項に規定
	代表質問	議員-執行部	演壇	規定なし	片道60分	発言時間:議会運営に関する申し合わせ事項に規定 発言回数:先例あり[会議規則第64条運用欄] 発言回数の制限は設けていない。
	緊急質問	議員-執行部	演壇	規定なし※2	規定なし※2	先例あり[会議規則第63条運用欄] 発言時間、発言回数は、一般質問と同様とする。

※1 議案質疑の発言回数が無制限となったことにあわせて運用を変更することについては、協議されていない。(変更後において実施した例はない)

※2 会議規則第63条運用で発言時間、発言回数は一般質問と同様とするとしているが、これは一問一答方式導入前に取り決めされたもの

委員会における質疑・質問に関する規定一覧

議事	タイプ	発言場所	質疑(質問)回数	発言時間	備考
所管事務の質問	議員-執行部	委員席/執行部席	※3	片道15分	議会運営に関する申し合わせ事項に規定
所管事務の質問(関連質問)	議員-執行部	委員席/執行部席		片道15分	議会運営に関する申し合わせ事項に規定
所管事務の質問以外の質疑・質問	——	委員席/執行部席		※3	——

※3 委員会の性質上、議題について自由に質疑及び意見を述べることができることとなっている。